

## 紫波運動公園宿泊棟の使用について

### 使用目的

1. スポーツ団体が計画する強化合宿、講習会、研修会の開催や参加するための使用。
2. 競技大会に出場するための使用。
3. 文化的研修等を目的とする使用。

### 使用条件

1. 利用者人数が合計で5名以上40名未満です。
2. 自炊は出来ますが、火気は指定された場所でのみ使用し、生ゴミ以外はお持ち帰り願います。また、炊事道具や食器類は十分でないので、事前に問い合わせいただき利用者でご用意いただきます。
3. 起床、就寝、食事、入浴等の決められた時間を守って下さい。
4. 宿泊棟への車の乗り入れは、公園内を通過するので最徐行で乗り入れて下さい。

### 使用の申し込み及び提出書類

1. 紫波町総合体育館に電話等で空き状況を問い合わせ、予約をして下さい。
2. 予約後、使用1週間前までに以下の書類を提出して下さい。申請は総合体育館窓口又は、ファクシミリで受け付けます。その際に使用に係る注意事項等の説明をさせていただきます。
  - (1)宿泊棟使用申請書
  - (2)合宿(連泊)する場合は合宿計画書(合宿の日程が記載されているもの)
  - (3)食事申込書
3. 予約のキャンセルは使用日の2日前までです。宿泊の場合、前日及び当日のキャンセルではキャンセル料として宿泊料及び食事料の全額を請求させていただきます。

### 宿泊の入棟及び退棟に際して

1. 入棟時間は15時以降とし、原則17時までに入棟して下さい。17時までに入棟が困難な場合は、事前に連絡するようにして下さい。
2. 入棟時は、管理人から使用に係る注意事項の説明を受けるとともに、非常口及び避難経路の確認をして下さい。
3. 退棟時間は9時とし、それまでに部屋の清掃片付けを行いチェックを受けて下さい。
4. 使用した枕カバー、シーツ類は所定の箱に入れるようお願いします。
5. 宿泊料等は、退棟時までに支払いをして下さい。また、食事料は退棟日に別途、米飯業者に直に支払いをお願いします。

### 休憩の入棟及び退棟に際して

1. 休憩は平日のみとし、入棟から退棟時間を9時から12時及び、13時から15時の1日2回に分けます。各午前午後の時間を超えることは出来ません。
2. 休憩は、ミーティング室及び、食堂の利用に限ります。
3. 入棟時は、非常口及び避難経路の確認をして下さい。
4. 休憩料は、退棟時までにお支払い下さい。

### 宿泊棟利用中の注意事項

1. 宿泊時の食事時間は以下のとおりとします。この時間外での食事はできませんのでご注意下さい。
  - (1)朝食 6時から7時30分まで。
  - (2)昼食 必要な場合は弁当での対応として、宿泊棟外でお摂り下さい。
  - (3)夕食 18時から19時30分まで。
2. 入浴の時間は17時から21時までです。この時間以外ではボイラの運転を行いませんのでご注意下さい。シャワーは17時から翌日7時まで利用できます。左記の時間外にシャワー利用

を希望する場合は、紫波町総合体育館のシャワーをご利用下さい。使用料は1回100円です。

3. 洗濯機及び、乾燥機の使用は6時から22時までです。使用料は1回150円です。

4. 消灯時間は22時とし、玄関を施錠します。22時を越えて起きている場合は、他人の迷惑にならないよう静かに過ごして下さい。

5. 宿泊棟内では大声で騒いだりせず、秩序正しく静かに行動して下さい。

6. 飲酒、喫煙は禁止とします。(喫煙は、宿泊棟外の所定の場所を指示します。)

7. 整理整頓、節電、節水を心がけて下さい。

8. 所持品は各自で保管し、盗難や紛失がないよう責任を持って管理して下さい。

9. 施設や備品を破損、紛失した場合は速やかに申し出るようお願いします。

10. 急病や事故等、緊急事態が発生した場合は直ちに管理人室へ連絡するようお願いします。

11. 連泊する場合は、宿泊棟清掃等のため、退棟時間を9時、入棟時間を15時とします。貴重品等は必ずお持ちいただき、荷物は部屋の中にまとめて置いて下さい。お泊まりいただいている部屋の掃除はいたしませんので、利用者各自で清掃をお願いします。

#### 公園内での注意事項

1. 火気の使用は厳禁です。但し、バーベキューに限り、紫波町教育委員会行為許可申請書を提出し許可を受けた場合は宿泊棟前の駐車場内でのみ許可します。管理人に許可書を提示してから行って下さい。バーベキューに係る用具は利用者側で準備して下さい。

2. 公園駐車場での練習等、これに類する行為は安全上禁止します。

3. 拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発することは禁止します。

4. 公園内で指定された場所以外への車両の乗り入れや駐車は、指定管理者である紫波町体育協会の許可を受けて許可証が発行された場合に限ります。発行された許可証は、車の見えるところに提示して下さい。

5. 公告、宣伝、物品販売、その他これらに類する行為は、紫波町教育委員会の許可が無ければ行うことが出来ません。

6. 公園内にゴミを捨てる行為は禁止します。ゴミは必ずお持ち帰り願います。